

Q： 原発建設が、何故 浜通りに集中したのですか？

A： 浜通りといっても、全て双葉郡だけに集中しており、第一原発が 6 基、第二原発が 4 基、計画が 2 基あり、さらに東北電力が浪江・小高地区に沸騰型原子炉建設を予定しており、2020 年運転開始の計画であった。これだけ集中しているのは若狭湾沿岸に次いで日本で二番目の集中度です。

では何故双葉郡だったのでしょうか？

そもそも福島県は東北電力の電気供給区域であって、東京電力ではない。表現は悪いがいわば縄張り外のはず。

そこで生産、供給し、需要は関東地方の東京電力管内に限るとは、一寸ムシが良すぎませんか、と言うのが一般的感情ではありませんか。

原発建設地の前提条件としては、海岸に立地する、過疎地である、需要地になるべく近いこと、地域住民の反対運動が少ないだろと思われる、等が前提になる。

この結果、東京湾沿岸、神奈川県、房総地区で広大な土地を入手することは、人口密度、立ち退き料、設計震度などの関係から立地困難とされ、需要地に比較的近く、前提条件を満たす候補地として、茨城県、福島県沿岸部が対象となり、調査・検討が行われた。

福島県浜通りを選んだ根拠を探ると、「関東の電気事業と東京電力、電気事業の創始から東京電力 50 年への軌跡」(東京電力 50 年史)に次のような記述がある。

「原子力発電課を設置し、極めて早い時期に原子力開発への取り組みを始めた東京電力は、その直後から具体的な発電所立地候補地点の選定を進めてきた。世界的にみると、50 年代後半には火力発電の大容量化と原油価格の下落によって、火力発電のコストが大幅に低下する見通しがついたため、原子力開発のスロ - ダウン傾向が生じた。しかし、東京電力は、長期的には原子力発電の必要性は明かであるとの認識に立ち、広範囲にわたって立地調査を続けてきた」

「当時、福島県双葉郡では地域振興を目的に工業立地を熱心に模索しており、また福島県としても双葉郡に原子力発電所誘致に積極的であった。こうしたなか、1960 年 5 月、福島県の佐藤善一郎知事から東京電力に対して、双葉郡大熊町と双葉町にまたがる、旧陸軍飛行場及び周辺地域が原子力発電所建設には最適であるとの打診があった。

この立地条件としては全ての前提条件を満たしており、東京電力は同地点に建設の方針を固め、1960 年 8 月に福島県に対して正式に建設の意志を表示した。

1961 年 9 月 19 日、大熊町議会が原子力発電所誘致促進決議

1961 年 10 月 22 日、双葉町議会が原子力発電所誘致決議

東京電力は福島県側からの要請により、用地買収、漁業権交渉を開始し、約 310 万平方メートルを買収、これは東京ド - ムが 66 個分の広さだとのこと。

以上が東京電力社史の一節であり、あくまでも福島県側から積極的は誘致運動の結果であるとしておりますが、これは事実で、当時の佐藤善一郎知事は早くから原子力発電の将来について着目しており、県商工労働部に命じて調査に着手していた。

そこで着目されたのが太平洋に面した大熊、双葉両町にまたがる標高 35 m の台地で、戦時中陸軍が赤トンポと呼ばれていた練習機で特攻の訓練をしていた飛行場跡地で、終戦後は付近の農家が 塩焚き といっていた海水を煮詰めて塩を生産する小屋、仏浜の砂浜にもこの小屋が乱立しておりました。当時塩が絶対量不足していたのです。これも一時的